

6 推進の主体

今日の環境問題や将来の環境形成は広い意味での公共的課題ですが、行政サービスや公共事業だけで担えるものではありません。幸手の社会や地域に関わる市民・事業者・行政の全員が主体となり、それぞれの役割を担い、協働*を進め、幸手の環境づくりに取り組んでいく必要があります。

本計画は、幸手の環境づくりの指針となるものであり、幸手の市民・事業者・行政が主体となって推し進めていくものです。

(1) 市民の役割

- 生活のあらゆる場面において、一人ひとりの行いが積み重なって及ぼす影響を認識し、本計画が示す取組について積極的に努めること
- 市民・事業者が進める環境活動に参加・協力すること
- 行政が進める環境施策に参画・協力すること

(2) 事業者の役割

- 事業活動において、その社会性・公共性を認識し、本計画が示す取組について積極的に努めること
- 市民・事業者が進める環境保全活動に参加・協力すること
- 行政が進める環境施策に参画・協力すること

(3) 行政の役割

- 公共活動を担う団体として、環境づくりについて率先的に行動すること
- 事業活動において、その社会性・公共性を認識し、本計画が示す取組について積極的に努めること
- 市民・事業者が進める環境保全活動に参加・協力すること
- 協働*による環境づくりの方向性を示し、環境施策を推し進めること